備考

1　該当する□は、☑と記入すること。

2　指定試験機関に申し込む場合には、所定の手続により受験手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。

3　学校教育法第90条第２項の規定により大学への入学を認められた者は、卒業年月に代えて、同項の規定による大学への入学年月を記載すること。

4　第10回以降の介護福祉士試験の受験票の交付を受けた者（実務経験見込証明書、卒業見込証明書又は履修見込証明書の提出により当該受験票の交付を受けた者であって、実務経験証明書、卒業証明書又は履修証明書を提出していないものを除く。）については、当該受験票の提出をもって実務経験証明書、卒業証明書又は履修証明書の提出に代えることができる。

5　実務経験証明書にあっては、勤務先の長が、卒業証明書及び履修証明書にあっては、学校等の長が発行したものであること。

6　実務経験見込証明書の提出をもって申し込む者は、実務経験後、遅滞なく、実務経験証明書を提出すること。

7　実務者研修の修了見込証明書の提出をもって申し込む者は、当該実務者研修修了後、遅滞なく、実務者研修の修了証明書を提出すること。

8　喀痰吸引等研修を修了する見込みであることを証する書類の提出をもって申し込む者は、当該喀痰吸引等研修修了後、遅滞なく、喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類を提出すること。

9　卒業見込証明書又は履修見込証明書の提出をもって申し込む者は、卒業後、遅滞なく、卒業証明書又は履修証明書を提出すること。

（精神保健福祉士法施行規則の一部改正）

第二条　精神保健福祉士法施行規則（平成十年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（令第二条の厚生労働省令で定める場合及び厚生労働省令で定める額）	（令第二条の厚生労働省令で定める場合及び厚生労働省令で定める額）
第七条の二　（略）	**第七条の二**　（略）
2　令第二条の厚生労働省令で定める額は、第六条の規定により精神保健福祉士試験の科目を免除された場合にあっては二万二千九百五十円とし、前項に規定する場合にあっては二万三千三百円とする。	2　令第二条の厚生労働省令で定める額は、第六条の規定により精神保健福祉士試験の科目を免除された場合にあっては一万八千八百二十円とし、前項に規定する場合にあっては一万九千五百二十円とする。

附　則

この省令は、令和八年七月十八日から施行する。

法規的告示

○内閣府告示第八十一号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（令和五年内閣府告示第九十二号）の一部を次のように改正し、令和八年度の予算に係る補助金等の交付に関する事務について適用することとしたので、同条第四項の規定により告示する。

令和八年七月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		
都道府県が行う補助金等の交付に関する事務		
補助金等の名称	事務を行う都道府県	都道府県が行う事務の内容
［略］		
（項）　母子保生対策費 （目）　妊娠出産子育て支援交付金 （項）　母子家庭等対策費 （目）　母子家庭等対策費補助金（市町村（指定都市及び中核市を除き、特別を含む。）に係るものに限る。）	［略］	［略］

改正前		
都道府県が行う補助金等の交付に関する事務		
補助金等の名称	事務を行う都道府県	都道府県が行う事務の内容
［同上］		
［同上］	［同上］	［同上］